

4年制大学設置準備委員会 第5回会議 議事要旨

日 時 平成23年11月28日(月) 13:30~16:30

会 場 会議兼応接室

出席者 【委員】 樋田 豊次郎 委員長
笠原 幸生 委員
佐々木 松彦 委員
藤澤 正義 委員
柚原 義久 委員
工藤 昌夫 委員
佐々木 司 委員 以上7名

【事務局】 堀井 大学設置準備室次長
近藤 " 参事
北嶋 " 副参事
熊地 " 主席主査
小杉山 " 主席主査
大内 " 主事
鈴木 " 主事

配付資料 1 法人組織に関する検討について ……資料1
2 基本構想(案)に対する意見とその対応について ……資料2
3 教育方針(案)について ……資料3

議事経緯

【議事(1) 法人組織に関する検討について】

事務局 (資料1に基づき説明)

委員長 始めに、「1 法人の理事長・学長体制について」はどうか。

委員 一体型の方がよいと思う。トップが兼務だからといって独善的になるということではなく、役員会などでのチェックが働きながら運営されていくと思う。別置型にしている法人の話を聞くと、2人が互いに競うところがあり、一体型の方が運用しやすいように感じる。

委員長 一体型のデメリットはないか。

- 委員 教員がどう感じているかは分からないが、それほど大きな問題なく運営できている。
- 委員 大きい大学だと目配りすべきことは多くなるが、小さい大学なので、一体型でも大丈夫だろう。
- 委員 小さい大学なので、一体型でよいと思う。
- 委員長 一体型・別置型については、事務局でも詳しく研究しているところであり、来年に最終決定したいが、今回出席している3大学の委員の間では一体型の方がよいということだと理解する。
- 次に、「2 理事会（役員会）の設置について」はどうか。
- 委員 一体型・別置型の議論とも絡むが、理事長の独善的運営防止のため、理事会は設置した方がよい。
- 委員 国際教養大の場合、役員会は非設置である。経営審議機関と教育研究審議機関で大学を運営することになっている。
- 経営審議機関には、理事と外部委員がおり、毎月会議を開催して重要事項を決めている。経営審議機関の委員には学内の教員の代表者はおらず、理事、副学長兼事務局長、県教育長で構成している。理事については計7人で、学長を含め常勤が3人、あとの4人は外部理事である。
- こうした構成のメリットとしては、学内の教員からの意見にあまり左右されないことであり、人文社会系の小さな単科大学なので、常勤理事3人でも十分全体を把握できる。ただし、外部理事が東京在住2人、大阪在住1人、秋田在住1人という構成であり、旅費がかかるため、月1回の開催が多いかどうかという問題はある。
- いずれにしても、経営的な観点からの判断をしやすいというメリットがあって、以上のような組織・体制にしている。
- 委員 秋田大の場合、理事はいるが理事長がいないため、理事会はないが、役員会があり、そこに理事も出席している。役員会の有無の是非は何とも言えない。
- 委員長 理事会・役員会の権限の範囲については、どのようになっているのか。

- 委員 県立大の場合、副理事長が企画広報を担当し、副学長が教育担当理事を兼務し、さらに、研究・地域貢献担当理事、総務担当理事、財務担当理事といったように各理事の担当を決め、理事の下に事務局がぶらさがる形にしている。縦の関係だけだと横の関係が見えないので、理事会で横の関係をチェックしながら物事を決めて、それを各理事が本部長となって実行していくという形で事務局と連動しており、最近秋田大もそうしていると聞いている。
- 委員 県立大の場合、副理事長が企画広報を担当し、副学長が教育担当理事を兼務し、さらに、研究・地域貢献担当理事、総務担当理事、財務担当理事といったように各理事の担当を決め、理事の下に事務局がぶらさがる形にしている。縦の関係だけだと横の関係が見えないので、理事会で横の関係をチェックしながら物事を決めて、それを各理事が本部長となって実行していくという形で事務局と連動しており、最近秋田大もそうしていると聞いている。
- また、理事会は週1回開いているが、経営審議機関の会議は四半期に1回である。定款により経営審議機関の承認事項が定められているが、事後承認になる場合もある。定款に定められた事項の承認は事務的な役割であり、経営審議機関は、将来的なビジョンや戦略的な部分を議論するための機関という性格が強い。
- 委員長 「理事会」「役員会」と名前が違ったり、国際教養大のように経営審議機関であったりしますが、実質的には、頻繁に開催する役員会的なところで物事を決め、事務局と連動しながら動かしていくということか。
- 委員 そのとおりである。国際教養大の経営審議機関には、理事以外は2人しかいない。「理事会」という名前こそ使わないが、実際にはそこで物事を動かしている。
- 委員 秋田大の場合も、経営審議機関の下に役員会がある。経営審議機関は、将来を見据えた大きなテーマを話し合う場になっている。
- 委員長 日常の実質的な大学の運営に関しては、役員会や経営審議機関が責任と権限を持っているということになるのか。
- 委員 役員会が持っている。
- 委員 学内・学外にかかわらず、理事が責任を持つということである。
- 委員長 「理事会」と呼ぶか「役員会」と呼ぶかについては、理事が入っているかどうかによるのか。

- 委員 県立大の役員会には理事も入っている。理事だけで構成していれば「理事会」になるが、監事に入ってもらっているので、「役員会」と呼んでいる。
- 委員 国際教養大の経営審議機関の会議には、監事も同席はするが、採決には加わらない。
- 委員長 監事が議決権を持っているかどうかで名称が変わってくるのか。
- 委員 監事が議決権を持っているケースはないはずである。監事の役割は、あくまで大所高所から見て、大学が不適切なことを行っていないかを監視することである。
- 委員長 県立大では役員会が実務上の権限を持っているということだが、経営審議機関が形骸化し、そのことで支障が出ているという側面はないのか。
- 委員 ほとんどないと言ってよい。経営審議機関から出た意見を次の期間に反映させていくことはできる。
確かに、形骸化しているとの見方もあるが、県外の委員もいる中で、なかなか毎月は開けないのが実情である。
定款上役割分担が決まっているとはいえ、実際の運用上、経営審議機関の承認を待っているのはスピード感が失われてしまうし、意思決定を早くするために役員会を毎月開催するというメリットがなくなってしまう。
- 委員長 経営審議機関は、大学運営上の重要事項を審議する場だと整理しておいた方がよいということか。
- 委員 そのとおりである。
- 委員長 法人化の動きが始まる以前の国立大学でも、大学の経営に外部の人が入って運営をチェックする役割を担っていた。そのときに戻るようなイメージか。
- 委員 そのとおりだと思う。機動性を求めるのであれば、役員会に権限を持たせた方がよい。秋田大の場合、教育研究審議機関の会議の後に役員会を開催している。

- 委員 経営審議機関は、以前は法定ではなく、外部の意見を聞くべきとする文科省の指針により設けるものだったが、現在は法定の組織である。そのような違いはある。
- 委員 風通しのよい環境だけは作っておかなければ、後々大変だろうと感じる。
社外取締役的な機関を置くのはよいことだと思う。内部の人だけだと、前向きな意見が出なかったり、発想が乏しかったりする。
- 委員 委員の選考にあたっては、大学関係者だけでなく、一般企業の人を選び、民間的手法を取り入れたいところである。
- 委員 国際教養大の場合、理事長が自分の考えをよく理解してくれる人を外部理事に選び、経営審議機関の会議を月1回開いている。計9人の委員のうち、理事4人と県教育長の合わせて5人が学外者なので、どれだけ学内でまとまっても学外者が賛同しなければ否決される訳だが、理事を指名するのは理事長なので、そこは一体性が保たれている。学内の教授から理事を選んだ場合には、理事会を頻繁に開けるというメリットはあると思う。
いずれにしても、教員からの理事と学外の理事をどのようなバランスで選ぶか、役員会の開催頻度をどの程度に設定するか、シミュレートしてみるとよいのではないか。
- 委員長 国立大学の法人化に関わっていた際、「社外取締役に責任を負わせられないというイメージが強かったが、法人化に伴い経営審議機関を設けることで、社外取締役であっても責任を取らなければならなくなる。それが経営審議機関を設ける意味である。」という文科省の説明があったように記憶している。にもかかわらず、役員会が実質的に施策を出していくとなると、やはり年4回しか開かれないような経営審議機関ではなく、役員会に責任を求めなければならないように感じるが、どうか。
- 委員 確かに、年4回しか開かないとなると、そのような可能性はある。ただし、法律上、人事・予算の決定には経営審議機関の審議が必要なので、それらの案件を提案する時期は、できるだけ事前に審議できるようなタイミングにはしている。
ただし、予算については、県議会における議決のタイミングとの兼ね合いで、会議の日程調整が難しい。2月議会で次年度の運営費交付金の額が決まる訳だが、現在のように毎年2%ず

つの減となる前は、議決前でもその時点での県の予算計上の状況を経営審議機関で説明し、議決後の経営審議機関で確定した額を報告する形にしていた。

委員長 国際教養大の場合は、経営審議機関が実質的に役員会的な役割を担っているので、経営審議機関に責任の所在があることになるのか。

委員 そのとおりである。

委員長 人事については、役員会、経営審議機関、教育研究審議機関のどこが最終的な権限を持っているのか。

委員 県立大の場合、教員の人事については、教育研究審議機関が最終的な権限を持っている。学部の教授会から上がってきた候補者を役員会で面接し、役員会として候補者を決定し、教育研究審議機関で承認を得る形である。

委員長 やはり人事面でも実質的には役員会の役割が大きいということか。

委員 そのとおりである。

委員 秋田大も、役員会で候補者を1人に絞り、最終的に教育研究審議機関で承認する形である。

委員 国際教養大では、人事も経営審議機関で決めている。教員に欠員が出る度に公募する訳だが、その都度選考委員会を組織し、そこで付ける点数に基づき決めている。

委員 学長に裁量権がある枠は別として、基本的に、秋田大には3学部あるので、その学部毎に候補者を絞る作業をしている。

委員長 その場合でも、最終的には教育研究審議機関に諮るのか。

委員 そのとおりである。

委員 県立大の教員人事については、欠員が出ると、公募してよいかどうかを学部から役員会に諮り、役員会が公募要領を承認し、学部が公募し、応募の中から1つのポストにつき2人の候補者

を選び、その2人を役員会で面接し、1人を選ぶ。最終的には、教育研究審議機関に諮って決定する。面接まで役員会が行うことについては、やり過ぎとする向きもあるかもしれないが。

委員 新大学の場合、専攻が5つあるが、専攻を学部と同様に扱うのかどうかも考えておいた方がよい。

委員 新大学の専攻はあくまで専攻で、学部は美術学部一つとして扱うのではないか。

委員 学部が一つで、学問としての違いがあまりないとすれば、複雑な仕組みにする必要はない。

委員 新大学では、学部の教授会を通して人事を決める予定なのか。

委員長 その点については、まだ検討していない。
各専攻の枠を固定化したくないので、専攻毎の人事にはしない方がよいと考えている。

「3 経営審議機関・教育研究審議機関について」のうち、特に教育研究審議機関についてはどうか。

委員 県立大では、役員の中から6人、学部から4人、教養部から1人、研究所から1人の計12人で構成している。

委員長 人事については、どのような形で教育研究審議機関まで上がっていくのか。

委員 欠員が出たら、まず学科で公募要領を検討し、教授会、役員会と順に上げてそれぞれ承認し、公募を開始する。公募が終了すれば、学科・学部で選考を行い、1つのポストにつき2人を役員会に推薦し、役員会で面接を行って2人から1人に絞り、教育研究審議機関に諮って承認という流れである。承認は事後になることもある。

委員長 教員の中から選ばれている教育研究審議機関の委員は、学部や役員会の段階でも選考に関わることになると思うが、建前としては、教育研究審議機関での承認までは決定できないということか。

- 委員 そのとおりである。
- 委員 秋田大の場合は、役員全員に加え、各学部から2人ずつ出す評議員や附属機関の長も参加して、人事案を検討している。
- 委員長 教育研究審議機関には、候補者が絞られた人事案が出てくるということか。
- 委員 教育研究審議機関では、ほぼ追認のみであり、学部の段階で人事案が固まっていることが多い。秋田大の場合、元々教授会の部局の力が強いという背景があってそうなっているが、最近ではトップダウンで決まるケースも増えてきている。
- 委員 国際教養大では、教授会は承認機関となっており、学期の始めと終わりの計4回だけしか開催していない。学生の退学・休学、人事案件の報告をする程度なので、力は発揮できていない。教育研究審議機関は毎月1回開かれており、各ブロックの代表が出席し、教育・研究に関する事項を話し合っている。新大学も単科大学になるので、簡素な組織にするのがよいかもしい。
- 委員 県立大の場合、学部から上がってきた2人の候補者の中から役員会が1人を選ぶという人事制度にしているのは、その部分だけでも役員が厳しくチェックしようという考え方によるものである。
- 委員長 意思決定の迅速化という観点から見ると、県立大のやり方には時間がかかる印象を持ってしまう。
- 委員 教育研究審議機関の会議が1か月に1回しか開かれないので、それは否定できない。
- 委員長 人事以外の教学部門に対する影響力はどうか。
- 委員 ほぼない。学部の方針の方が強い。大学の理念やポリシーについては、教育研究審議機関でかなり厳しく見るが、学期の期間や試験日程等の日常の業務について、役員会等で否定するのはなかなか難しい。
- 委員長 学生による教員評価にも、教育研究審議機関が関わっている

のか。

委員 それは、FD関係の委員会の役割である。

委員 学生アンケートについては、県立大でもFD関係の委員会の所管だが、任期や年俸に反映させる材料としては、客観的なものとは言えないので、利用できない。

県立大では、教員の評価は、役員会で点数を付け、教育研究審議機関に諮るが、教員人事・予算については、定款上、経営審議機関の所管事項なので、最終的には経営審議機関で承認をもらう形である。

委員 国際教養大では、教員評価に教育研究審議機関は加わらない。理事長、各グループの代表、データを取りまとめた事務局で話し合っ案を作り、経営審議機関に諮って承認を得ることになっている。

教育研究審議機関は、カリキュラム、シラバス、FDなど、教学に関する実務的なことを話し合う場となっている。

委員 民間企業とはかなり違う組織という印象である。民間の場合は、トップの考え方が強く反映される形になっている。

今回の話の中から、先行の法人のよい点と悪い点を参考にしながら決めていけばよいと思う。後発の利点をいかして、柔軟に考えられるのではないか。

委員長 「4 学長選考機関について」はどうか。

委員 県立大では、選考委員は役員から2人、学部の教員から2人、経営審議機関の委員から4人の計8人で構成している。

学長の任期は6年であり、選考委員から推薦してもらう。候補者本人から抱負を示してもらったうえで、それに基づき選考委員会が面接し決定する。役員会には諮らなくてよいこととしている。最後に、設置者、つまり知事に申し出て、知事が任命する形となる。

任期6年の後、再任はできない。

委員 国際教養大の場合、学長の任期は4年で、再任の制限はない。理事が候補者を推薦し、理事の中から3人、教育研究審議機関から2人の計5人で構成する選考委員により審査し、多数決で決める。開学以来、理事長が代わったことがないので、詳細な

- 審査の手法はまだ詰めていない。
候補者は、学外の者でもかまわない。
- 委員 秋田大の場合は、選考委員は5人、学長の任期は3年、再任は1回である。立候補制であり、候補者に対する意向調査を全教員対象で行い、その結果を基に選考委員が決めるが、意向調査の結果が尊重されるケースが多い。
立候補制なので、候補者は自らのプランを示してアピールすることになる。学外者でも立候補は可能である。前は立候補者が1人だけだったが、それでも選考のプロセスは経る。
- 委員 県立大では意向調査をしていないが、それは、まだできたばかりの大学であり、教員の経験が浅く、全体を見通す目を持った者が少ないからである。
- 委員長 任期3年、再任1回とせず、任期6年、再任なしとするこのメリットは何か。
- 委員 あることを成し遂げてもらうのにあたって、6年という十分な期間を与えた方がよいという考え方である。問題があれば任期中に罷免することも可能であるし、あえて任期を短くして意欲を削ぐよりは、ということである。
- 委員長 リコール制度はどの大学にもあるのか。
- 委員 ある。選考委員会で、いずれかの委員の発意に基づき罷免できる。
- 委員長 選考委員には学外の人も入っているのか。
- 委員 県立大は入っている。
- 委員 国際教養大も入っている。
- 委員長 県立大では最後に設置者が任命するという説明だったが、最終的な決定権は設置者にあるということか。
- 委員 そのとおりである。
- 委員長 国立大学の場合、最終的な決定権は文部科学大臣だとしても、

	実質的には学内の選考で決まると思うが、その点については県立大学も同様か。
委員	規定上は、学内で選んだ者を知事が任命しないことも可能だが、実態としては同様である。
委員	任命権者は知事であるが、選考委員会での結果を尊重しているということである。
【議事(2) 事務局	基本構想(案)に対する意見とその対応について (資料2に基づき説明)
委員	意見が少なすぎるので、エビデンスとしては使えないとは思いますが、それぞれの質問は的をついているし、それに対する考え方もよく書けていると思う。
委員長	大学の名称についてはどうか。「美術」という言葉は、工芸などの要素を含まないのではないかということだが、これまでの議論であったように、武蔵野美術大学、女子美術大学、多摩美術大学などの使用例を見ても造形全般を包括しているという考えで来ている。
委員	ほかに言いようがないのではないか。
委員長	「公立」を付けるか付けないかについては後日検討する予定があるのか。
事務局	最終的にはこの準備委員会で審議して頂き、次回かその次の会議で決定したいと考えている。
委員長	就職については、この後の議題でディプロマポリシーが出てくるので、そこでまとめて議論したいと思う。 次に、「イ 準備委員会での意見とその対応について」はどうか。
委員	質の保証の問題は、理念の中には直接盛り込んでいないので、資料のとおりに対応方針で良いかと思う。ただし、大学設置審議会の審査は厳しくなってきたり、シラバスなども、こういうことをただやりますと書いても通らなくなってきたりするので、具体的に何か工夫するなど精査が必要である。

県立大ではポートフォリオを学生に作らせて、自分で立てた学習計画の達成状況を点検・報告させる取組を、この前期から導入してみたが、なかなか難しい。半分くらいの学生しか到達目標を達成していない。しかし、昔と違ってこのような取組もやらなければならない。

委員長 到達目標とはどのようなものか。

委員 学生によるが、例えばこの科目に対してはこういう視点から勉強してみたいといったもので、各項目ごとに挙げて達成できたかチェックする仕組みである。

委員 新大学では教職課程を考えているようだが、これは今すごく大変になっている。4年生の後期で履修する教職実践演習に至るまでに、1年生からポートフォリオを登録させている。
例えば責任感のある教員になるには何が必要かというような円グラフを作成させておいて、それを年に2回、自分の理想の教師像にどれだけ近づいているかのチェックに用いるといった形である。

委員長 チェックは誰がどのように行うのか。

委員 パソコン上に登録させておいて、教員がチェックし、それに基づいて面接を行う。教員は「教職カルテ」というものに、面接指導の結果を記録していく。これを4年間続けないと、教員免許は取れないという大変さである。

委員長 教職カルテは、教員免許を与えるときに参考にされたりするのか。

委員 教職実践演習は、カルテがきちんと記録されていないと履修できない。1年生の5月にポートフォリオを登録しておかないと留年が決まってしまう。平成20年度の入学生からはそのようなシステムになっている。

委員長 アドミッション・カリキュラム・ディプロマポリシーについてはこの後でまとめて議論を行う。

事務局 基本構想については、これらのご指摘を踏まえて、次回もしくはその次の会議で成案としてお示ししたいと考えている。

【議事(3) 教育方針(案)について】

事務局 (資料3に基づき説明)

委員長 2のカリキュラムポリシーについては、図表にした方が分かりやすいかもしれない。3のディプロマポリシーについては、若干長くて分かりにくいかもしれない。特にこの辺りについてご意見があれば伺いたい。

委員 カリキュラムポリシーについて、他の大学と比べて特徴的な部分はあるのか。

事務局 教養から専門に至るといった基本的な課程は他大学も同様であるが、新大学の特徴として、教養部分に関しては、歴史・文化を重視している点や就職に至るためのキャリア教育を明示している点が、美術の専門部分に関しては、全ての専攻の分野を幅広く学んだ後に自らの適性に合わせた専攻を選択するための総合科目が、それぞれ挙げられる。

委員長 専門教育についても、最初から分野に分かれるのではなく、美術に共通する部分、例えば作品を作るのが主の人であっても美術理論は基礎にあるべきなので、これを専門共通科目として教えたり、細かい専門に入る前に導入科目を用意したりしている。

徐々に専門性を深めていくという思想自体は、他の国公立の美術大学とそれほど変わらないと思う。

委員 国際教養大や県立大も、その点では同じなのか。

委員 県立大でも構成は同じである。前回の準備委員会で示されたカリキュラム概要を見ても、標準的な内容であると感じる。

ただ、最近では将来のキャリアを見越した履修モデルを早いうちから示してやるのが重要視されていると思う。

県立大でも、工学系は産業構造が難しくなっているの、こういう履修形態を経た場合、あなたはこういうキャリアを目指せますよ、ということをして1年生のうちから提示しなければならないと考えている。そうしないと、例えば機械系に進みたいという高校生がいたとして、機械のどの部分をやるのかまで分かっていないので困ることになる。

昔と違って産業も学問も細分化されているので、これからは

美術・デザインも同じことになると思うが、それこそ入学のガイダンスの時からいくつかの履修モデルを示してやって、その中から選択させる必要があるということである。昔は教員が1から10まで手ほどきして教えるということではなかったが、今はそうはいかない。入学してから進路の選択を間違えて、それが原因で退学してしまう学生もいる。

委員長

工学系と美術系で決定的に異なるのは、美術系大学がアーティストやデザイナーを輩出するところとされているが、それは職業とは違うという点である。画家も進路として挙げている大学があるが、世間一般的には職業とは見なされていない。デザイナーは必ずしもそうではないが、そこが矛盾している。

履修モデルは我々も考えているが、その結果が画家になるというのでは職業に結びつかず、悩ましい。3のディプロマポリシーで工学系のようにストレートに職業につながった書き方ができていないのは、そういう事情によるものである。

委員

選択必修の取り方までルールを敷いてやらないと駄目なのか、と思う部分はあるが、教員のエゴで自らの専門ばかりを必修にするよう主張したのでは学生のためのカリキュラムにならないので、そこは排除してやらないといけない。

委員長

文科省のキャリア教育に対する指針は曖昧ではっきりと読み取れないが、必ずしもすぐに職業に就くことを求めているものではなく、一人前の社会人になれるようにしてあげなさい、というようにも読める。

県立大の場合では、やはり、どういう職業に就くかに連動しているものでなければ意味がないと考えているのか。

委員

履修モデルは、こういう選択肢があるよ、と示すもので、それに学生を縛り付ける必要はないと考えている。

委員長

秋田大学ではキャリア教育や履修モデルはどういった位置付けになっているのか。

委員

履修モデルはやはり作ってあげないと学生が道に迷ってしまう。

委員長

教員になる以外の進路はどういう位置付けになっているのか。

- 委員 教員以外の就職については、公務員や民間企業が考えられるが、カリキュラムとは全然関係がなくなってしまう。ゼロ免課程も3つあるが、そちらにも教員になりたい学生はかなりいる。
- 一方、今は教員養成課程を卒業してもなかなか教員になれないので、民間企業を受ける学生が3分の1、大学院進学が3分の1、教員になる学生が3分の1といったところである。その教員になる学生も、秋田県では受からないので、例えば千葉県を受けたりしている状況である。
- ただ、民間企業を志望する学生への指導というのは実際できない。
- 現在準備室で行っているという企業アンケートの結果には期待したいが、ほとんど採用希望がないことも考えられる。それに対してどう文科省を説得していくかが一番難しい。そういった中で、1のアドミッションポリシーの(3)に「芸術分野で自立する意欲のある人」とあるが、これは画家などを意識しているものと感じた。
- 委員長 それがないと美大の存在意義は何かという話になってしまう。
- 委員 文科省は企業アンケートを必ずやれという。そこでは結局どういう人材にニーズがあるのかという証拠が全てになる。
- 委員 就職という観点では、県立大では大学院を充実させようとしている。履修モデルも、修士まで踏まえたものを描いている。工学系はマスターまで行かないと今は就職が難しい。産業構造の変化に対応するためにも、大学院での研究が必要である。このことは、農学系でも同じである。
- 大学ではできればドクターまで行きなさいと言っているが、かえって分野が狭くなるので、就職したい人にとっては必ずしもよいとは言えないところがある。
- 経団連からは、最近はドクターを出てきても役に立たないと言われているが、それは人間力の問題である。
- 委員長 美術でも、デザインの分野では似たようなことがある。優秀なデザイナーになるのに、修士にも行く必要はないということである。
- 国際教養大学は、履修モデルと卒業後の職業の関係についてどう考えているか。

委員	<p>企業は、海外で活躍できるか人材かどうかという視点で見るので、国際教養大ではあまり履修モデルは気にしていない。経営・経済、政治・歴史の違いはあるが、結局はトータルでの人間力の問題になるので、履修した科目によって職業が決まるという感じはしない。</p> <p>ただ、ビジネスをやる大学に留学したいという学生には、経済科目を履修することが要件になるので、1・2年のうちから取っておきなさいとは指導するし、政治学をやりたいという学生に対しても同様である。</p> <p>いずれにしても、文系と理系の違いと言えるかもしれないが、履修モデルに伴う職業の制限はあまりない。</p>
委員長	<p>キャリア教育と就職との関係について、設置者としての考えはどうか。</p>
副市長	<p>アドミッションポリシーに要約されているとおり、設置者としては多様な選択肢を学生に与えたい。画家になったり、ものづくりなどの分野で自立したり、教職に就いたり、公務員になったり、芸術・文化をいかしたまちづくりに貢献する人もいるだろう。そういった広い出口があるような大学を考えている。</p> <p>これとこれを履修したからこの職業に就けます、というメッセージも必要だが、学生は入学してくる時点でそれなりの生き様を描いているだろうから、それを支え希望を叶えられるような、4年間で一通り完結できる大学が、特に芸術系にとってはよいのではないか。</p>
委員長	<p>芸術系の学生が就職するとなると、一般企業の中で芸術的才能を使った仕事をするか、あるいは自分でそのような仕事を作り出すしかないと思う。例えば、ファッション関係の会社に勤めた場合は、単に売るだけではなく、売り方も考え出すというようなところに自分の役割を見出していかなければ難しいのではないか。</p>
副市長	<p>いろんな個性的な生き方があってよいと思うが、一般企業に就職する場合は、組織の中で働くための常識や人間力も見られると思うので、美術系の能力があるというだけではなかなか難しく、学び方にも工夫が必要だと思う。</p>
委員長	<p>今は芸術分野で独立するにしても、画廊と付き合ったり、国際展覧会に出品したりとコミュニケーション能力は必要なので、</p>

進路によらずベースになるところは共通していると思う。もちろん一般企業への就職を第一に希望する学生にはそれに応じた支援が必要だし、最終的には本人の描く道筋を見て教員が指導できるかにかかっていると思う。

委員 3のディプロマポリシーの(3)中、「人間と社会のあり方に結びついた美術の意義を洞察する力」という部分が何を指しているのか分かりにくい。

事務局 美術というものは人間の歴史・社会の中に存在するもので、その定義や流行もまた社会とともに変遷するものである。人間と社会の在り方に歴史的な観点を加えて美術を洞察する力が、新大学の重要なポイントである「新しい分野の芸術を創造すること」に行き着くということである。

それと併せ、もう一つのポイントである「地域」をキーワードにする、という観点を具現化することで、最終的に地域への貢献につながっていくということである。

委員 平たく言えば、人間と社会に美術が大きく貢献するという意識を持って卒業しなさいということか。説明を聞いて分かったが、やはり表現は少し分かりづらいと思う。

また、1のアドミッションポリシーの(4)中、「身に付けた能力を社会に還元する」という部分が、高校生に求めるものではないのではないか。これから能力を身に付けて自分を豊かにしていけばよいのであって、これまでに身に付けた能力を社会に還元することを求めるのは逆ではないか。

委員 「身に付けた能力を社会に還元する意欲」で区切れれば理解できる。自己研鑽して身に付けた能力と社会との関わりを積極的に求め、社会貢献にも人生の価値観を見出す人、というイメージとしてである。

ただ、ここまで説明しないと理解されないのでは、確かに問題がある。

委員 入学者はこれから自分がどうしたいかを考えるくらいで、この時点で社会貢献を求めるのは早い。その後の教育を経て、卒業する時点でそういう視点を持てればよいのではないかと感じた。

入口と出口の観点から、それぞれにふさわしい書き方に改めた方がよい。

- 例えば、入口であれば、自分の能力を発揮する、才能を開花させるために入学するんだというような意欲を求めるなどである。
- 委員 2のカリキュラムポリシー、3のディプロマポリシーともに、1のアドミッションポリシーのような簡潔な書き方にすることが望ましい。書き方が三者三様になっている。
- 2のカリキュラムポリシーについては、色々言いたいのは分かるが、長く書くとどこまでも話が広がってしまうので、表示の仕方を見直した方がよい。
- 委員 2のカリキュラムポリシーは、(1)で4つの科目の中身を書いて、(2)でそれをどういう順番で学ぶかを書いているが、再掲も含む説明になってしまっている。教育課程の編成だとすれば、学びのプロセスの中でなぜそれを1年生で学ぶのか、それがどう分かれていくのかなどと書いていく方が見やすいと思う。
- 科目群の説明よりは、このようにして鍛えていくという過程が見えた方がよい。
- 委員 アプローチの仕方を重視して書いた方が伝わりやすいということだろう。
- 委員長 3のディプロマポリシーの各項の中で、最も重要な部分はどこか。
- 事務局 いずれも後段部分である。
- (1)は「新しい芸術表現を模索できる能力」、(2)は「グローバルに自らを発信できる能力」、(3)は「地域活力に寄与できる能力」である。
- 委員長 (1)は美術大学として当然の内容であり、どう模索するかという点でもう一工夫欲しい。
- (2)は前段の「価値観を交換、共有」が後段の「自らを発信」と必ずしも連動しないので、2つに分けて書いた方がよいかもしれない。
- 「グローバル」「地域」「多様な文化の受入れ」の3つの要素を挙げて、それを受けて「新しい表現」につながるという整理だろう。どこが骨子かをはっきりさせた方がよい。
- 委員 「グローバル」「地域」が強調されすぎている気がする。

委員長 実業の方から見て、こういう能力を持った学生が欲しいという軸はないか。

委員 同じことをやり続けていくと、どこかで壁にぶつかるので、従前の考えとは違う新しい視点を持った学生が欲しい。それを若い人には期待する。固定概念を壊すというより、今あるものを、どんな小さなことでもよいので改善していく、自らを改善させながら周りも改善していく、という視点である。

今、求められているのは部分の最適ではなく全体としての最適なので、人間的な連携も必要だし、1つの分野だけどんなに優れていても、それだけでは全体の改善はなかなかできない。細かい能力は非常に高い人が多いが、連携する力が欲しい。

せっかく4年制大学になるので、単に4大化すれば就職に有利になるという話ではなく、プラスアルファのオリジナルな部分が欲しいと思う。

委員 この3のディプロマポリシーは、あまりにも普通すぎると感じる。現状を突破できるような、何か普通でないものが欲しいと感じた。

委員長 そういった点で最先端の国際教養大では、どう考えるか。

委員 国際教養大の考えは、言葉で書くと当たり前かもしれないが、批判精神がなければいけない、安易に足して2で割るような発想はしないでほしい、ということである。

委員長 県立大ではどう考えるか。

委員 好奇心がある人を入れるというだけではなく、持っている好奇心をどう生かして送り出していくかが大事であろう。

県立大では、来年の4月から秋田大学と共同で、ライフサイクルデザイン工学という大学院の専攻を作ろうとしている。今までは生産者が生産・販売して終わりになっていたが、今後は設計からリサイクルまでを一連的に考えられる人材を育てていこうということである。

こういう考え方を美術に当てはめるとどうなるのかは気になる。ものを作ってそれで終わりでのよいのかということである。

委員長 突き詰めると、利用者の視点をどう取り入れることが大事と

		<p>いうことだろう。</p>
	委員	<p>事務局に基本構想という形で思いがあったとしても、委員長が一度自分としてはこういう学生を送り出したいということを書いてみるとよい。</p>
	委員長	<p>今回は、もう一步踏み込んだ内容で検討していただきたいと思う。</p>
【議事(4)	その他] 事務局	<p>専任教員採用の進捗状況について報告する。</p> <p>専任教員の採用については、前回は報告したとおり推薦方式から公募方式に変更したもので、文化人類学など11の専門分野について9月28日から11月15日まで公募を行ったところである。</p> <p>また、現代絵画(油画)・イラストレーションを担当する予定だった教員が欠けることになったため、10月31日から12月1日までの期間で、同分野について1名の追加公募を行っているところである。</p> <p>現在書類審査を行っているところであるが、追加公募分も含めて、12月5日までに終了する予定である。その後、採用候補者選考委員による書類選考を実施し、面接試験の対象者を決定する予定としている。</p> <p>面接試験については、12月下旬に行う予定としており、その結果に基づいて採用候補者名簿を作成した後、準備委員会を開催し、名簿の承認・決定をしていただく予定となっている。</p> <p>次回準備委員会は、委員の皆様の日程を確認したうえで1月中旬から下旬に開催したいと考えている。</p> <p>なお、応募状況については、追加分を除き、合計95件の応募が来ている。</p>
	副市長	<p>新大学設置の際は県内教員を活用したいと考えており、現在、18科目について、非常勤講師の派遣を秋田大学、県立大学、国際教養大学の3大学に依頼すべく準備をしている。近々お願いに伺うので、よろしく願います。</p>